

外国人技能実習生紹介事業

ご紹介企業様 or 御社様にご加入頂くと

5,000円分商品券プレゼント実施中!

組合を通して技能実習生を受入れてみませんか?

キャンペーン対象条件

- ①当組合の加入条件を満たしていること※1
 - ②紹介先企業様も当組合へのご加入が条件となります。
 - ③受入れ職種に該当していること
 - ④過去に不法滞在者を従事させたことがないこと
- ※1 本組合の定める事業者であること ・本組合の定める地区内に事業所があること ・中小規模の事業者であること



キャンペーンお申込みの流れ

- 1 **当組合へ企業様を紹介!**
下段「ご紹介状」にご記入の上、FAXにて紹介先企業様のご連絡先をお知らせ下さい。
- 2 **当組合から御社にご連絡**
紹介先企業様のお申し込み手続き終了のご連絡をさせていただきます。
- 3 **実習生が日本に入国すると・・・**
5,000円分商品券をプレゼント!
紹介先企業様の受入れ実習生が日本に入国した翌月に、当組合から発送いたします。

無料職業紹介事業のご案内

	1年目	2年目	3年目	4年目
1期生	実習生	実習生	実習生	帰国
2期生		実習生	実習生	実習生
3期生			実習生	実習生
4期生				実習生
合計	2人	4人	6人	6人

左の表のように毎年2人ずつ実習生を受入れた場合、3年目以降は毎年6人の確保が可能となります。

☆無料職業紹介事業の外国人実習生は新卒者(未経験者)と違って、日本で実習を受ける業種と同様の業種に従事した経験を有する方が対象となっています。継続して受入れることにより、若くてやる気のある人材の確保が可能となります。

☆従業員50人以下の場合でも組合経由の受入れは1企業3人まで実習生を受入れることができます。

【組合を通して受入れた場合のメリット】

- 面接人選後、在留資格認定証明書の取得を迅速に行います。
- 日本の習慣、ルールやマナー、職場における安全知識等必要な日本語を教えるために、120日間の集合講習を行います。
- 緊急時(病気、怪我等)には組合の職員(通訳)が対応します。
- 技能実習生が作業および日本での生活に支障がないよう定期的に巡回指導を行います。
- 必要書類作成のアドバイスを行います。
- 送出し機関(海外)を通じて母国の家族と密に連絡を取り、様々な問題発生防止に努めます。

- ★全ての企業・全ての業種の方が外国人実習生を受入れられる訳ではありません。詳しくはお問合せ下さい。
- ★実習生受入れにあたって、宿泊施設、寝具、電化製品、厨房用品等を準備して頂く必要があります。
- ★国際貢献・技術・技能習得を目的とする為、受入れ可能職種に制限がございます。



まずは資料をご請求下さい!

貴社様	
貴社名	
TEL	
担当者	



ご紹介企業様	
貴社名	
TEL	
担当者	

*FAXでも受付しております。FAX: 022-726-1717

紹介キャンペーンのお問い合わせは下記の電話番号までご連絡下さい。
情報管理システム 協同組合 TEL: 022-726-3081
 HP <http://jsjp.or.jp/>